

鎮西学院高等学校 学則

学校法人 鎮西学院

鎮西学院高等学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、中学校における教育の基盤の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、鎮西学院高等学校という。

(位 置)

第3条 本校は、諫早市西栄田町1212番地1に置く。

※2012.10.11 改正

第 2 章 課程の組織および収容定員

(課 程)

第4条 本校の課程および収容定員は、次のとおりとする。

全 日 制 課 程

普 通 科	7 8 0 名	(男女)
商 業 科	1 2 0 名	(男女)
全日制課程 計	9 0 0 名	(男女)

※2020.4.1 施行

第 3 章 修業年限、学年、学期および休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全 日 制 課 程 3 年

ただし、学校長が必要と認める場合は、相当の期間を定めて変更することが出来る。

※2018.10.29 改正

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、学校長が必要と認める場合は、変更することができる。

※2018.10.29 改正

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月 1日から 8月31日まで

第2学期 9月 1日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

- 2 教育上必要があるとき、前項の規定にかかわらず、校長は学期の始期および終期を変更することができる。

※2013.12.1 改正 第2項付加

(休業日、臨時授業および臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日

(3) 夏季休業 7月21日から 8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 3月21日から 3月31日まで

(6) 学年始休業 4月 1日から 4月 7日まで

(7) 創立記念日 10月23日

※2020.4.1 施行

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行なうことがある。

- 3 非常変災その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

- 4 教育上必要があるとき、第1項の規程にかかわらず、校長は休業日の始期および終期を変更することができる。

※2013.12.1 改正 第4項付加

第 4 章 入学、退学、転学および休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における 9 年の課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者。
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

(転入学および編入学資格)

第 10 条 第 2 学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2 第 2 学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

※2009.4.1 改正 第 9 条 第 10 条

(入学許可)

第 11 条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第 12 条 入学を希望する者は、入学願書等の書類に受験料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第 13 条 入学の許可を受けた者は、速やかに誓約書、家族調査書に入学金を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行なわれないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第 14 条 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

2 生徒が他の高等学校へ転学しようとするとき保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第 15 条 生徒が退学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第 16 条 生徒が病気その他、やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し届け出なければならない。

2 生徒が病気その他、やむを得ない理由により 3 ヶ月以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ休学を願い出て許可を受けなければならない。

(復 学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかり、またはその恐れがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌 引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒および保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定および卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、教科ならびに特別教育活動および学校行事等により編成し、その教科、科目および単位数は別に定める。

(授業日時数)

第22条 各学年の授業日時数は、別に定める。

(学習の評価)

第23条 生徒の学習評価については、学習指導要領に示されている各教科・科目等の目標を基準とし、別に定める。

(課程修了の認定)

第24条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し学年末において認定する。

(卒 業)

第25条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、

卒業証書を授与する。

※2009.4.1 改正 第 18 条削除 第 21 条改正 第 22 条第 23 条新設

(原級留置)

第 26 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第 6 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 27 条 外国人で入学を希望するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学許可することがある。

(入学、単位認定並びに卒業)

第 28 条 入学、単位認定並びに卒業については、第 4 章、第 5 章に準拠して校長が行なうものとする。

第 7 章 職員組織

(教員組織)

第 29 条 本校に次の職員を置く。

- | | | |
|----------|----------------|---------------|
| (1) 校長 | (8) 助手 | (15) 学校薬剤師 |
| (2) 教頭 | (9) 事務職員 | (16) その他必要な職員 |
| (3) 教諭 | (10) 寮務・寮生活指導員 | |
| (4) 助教諭 | (11) 用務・施設職員 | |
| (5) 講師 | (12) 運行・施設職員 | |
| (6) 養護教諭 | (13) 学校医 | |
| (7) 司書教諭 | (14) 学校歯科医 | |

- 2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を助け校務を整理する。
- 4 職員の校務分掌は、校長が別に定める。
- 5 校長が必要と認めた場合には、副校長を置くことができる。

第 8 章 授業料、入学金および受験料

(授業料、入学金および受験料)

第30条 本校の授業料、入学金および受験料は、次のとおりとする。

区 分		全 日 制 課 程
授 業 料 (年額)		396,000円
(月額)		33,000円
教育充実費 (年額)		122,400円
(月額)		10,200円
進 路 活 動 費	1年生 (年額)	3,600円
	(月額)	300円
	2年生 (年額)	4,800円
	(月額)	400円
	3年生 (年額)	7,200円
	(月額)	600円
I C T諸費 (年額)		36,000円
(月額)		3,000円
入 学 金		133,000円
受 験 料		12,000円

※2022.12.16 加筆修正

- 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- すでに納入した授業料、入学金および受験料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 一定の要件を備えるものについては、授業料を軽減する。
なお、要件および軽減額については、別に定める。

(校納金の延納および滞納)

第31条 校納金を延納する場合は、保護者より担当を通じて延納願を提出し、事情やむを得ないと認められた場合は延納を認める。

- 2 延納期限後なお未納の場合は、登校停止および卒業延期又は退学を命じることがある。
- 3 所定の手続きもなく、3ヶ月以上滞納し、その後も納入の見込みがないときは、登校停止および卒業延期、又は退学を命じることがある。

(奨学金)

第32条 次の各号の一に該当する者については、奨学生として奨学金を給付する。なお、奨学生について必要な事項は別に定める。

- (1) 学力において特に優秀な者で、健康、性行とも良好である者が学力奨学生として入学を許可された者
- (2) 部活動において技能及び学力が特に優秀な者で、健康、性行とも良好である者が部活動奨学生として入学を許可された者
- (3) 推薦試験において入学を許可された者
- (4) 日本キリスト教団所属の牧師子弟子女
- (5) 保護者が離島等本校で定めた地区（遠隔地）に居住し、本校寮に入寮した者
- (6) 1人以上の弟妹が在学する者

※2011.4.1 施行

第 9 章 保 証 人

(保証人)

第33条 保証人は、保護者を除く次の者とする。

- (1) 別生計の兄弟・縁故のある者
- (2) 成年者で独立の生計を営む者

※ 学校所在地、又は近隣地域に居住する者が望ましい。

- 2 保証人は、保護者の力が及ばない場合、保護者同様生徒の身上に関し責任を負うものとし、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 3 保証人を変更する場合、すみやかに届け出なければならない。

第 10 章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 生徒がその成績、性行とも優れ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲 戒)

第35条 生徒が学則、その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行なう。

- 2 懲戒は訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 11 章 寄 宿 舎

(寄宿舍)

第36条 本校に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍については別に定める。

第 12 章 雑 則

第37条 この学則の実施に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和46年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和46年12月 1日から実施する。
この学則は、昭和47年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和48年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和49年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和50年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和51年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和52年12月 1日から実施する。
この学則は、昭和53年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和54年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和55年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和56年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和57年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和58年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和59年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和60年 4月 1日から実施する。
この学則は、昭和61年 4月 1日から実施する。

この学則は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 元年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 1 年 1 0 月 2 0 日から実施する。
この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 1 日から実施する。
この学則は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から実施する。
この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から実施する。

改正後は第 4 条の規定にかかわらず、年度進行により平成 3 2 年度に完成するものとする。

この学則は、平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日から実施する。

この学則は、2 0 2 0（令和 2）年 4 月 1 日から実施する。

改正後は第 4 条の規定に関わらず、年度進行により 2 0 2 2 年度に完成するものとする。

この学則は、2 0 2 1（令和 3）年 4 月 1 日から実施する。

この学則は、2 0 2 1（令和 3）年 1 0 月 2 9 日から実施する。